

開発行為許可通知書

第 19-004 号

高松市伏石町 2174 番 16
株式会社 アルファード 2
代表取締役 七條 恵美 様

令和元年 8 月 8 日付で申請のあった開発行為については、都市計画法第 29 第 1 項の規定により許可する。

令和元年 8 月 21 日

綾川町長 前田 武 俊



許可の内容

開発区域に含まれる 地域の名称	綾歌郡綾川町羽床下字脇 2323 番 1、2326 番 2、2328 番 6
開発区域の面積	2989.54 m ²
予定建築物等の用途	一戸建ての住宅 (10 棟)

許可の条件 (~~不許可の理由~~)

裏面の「開発行為に対する一般的注意」を遵守すること。

法第 41 条第 1 項の規定に基づく制限

なし

(付 記)

- この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ること。
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、都市計画法第50条第1項前段の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求をすることができる。
ただし、この処分が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、「都市計画法第50条第1項前段の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求」とあるのを「都市計画法第51条第1項の規定により、公害等調整委員会に裁定の申請」と読み替えることができる。